

長野県烏川溪谷緑地 指定管理者募集要項

平成 29 年 7 月

長野県建設部都市・まちづくり課

長野県烏川溪谷緑地指定管理者募集要項

目次

| | | |
|----|-----------------|---|
| 第1 | 趣旨 | 1 |
| 第2 | 施設の概要 | |
| 1 | 名称及び所在地 | 1 |
| 2 | 設置目的 | 1 |
| 3 | 施設の規模等 | 1 |
| 第3 | 管理の基本的内容 | |
| 1 | 指定管理者が行う業務の範囲 | 1 |
| 2 | 指定期間 | 1 |
| 3 | 指定管理料 | 2 |
| 4 | 剰余金の取扱い | 2 |
| 5 | 管理の基準等 | 2 |
| 6 | 関係法令等の遵守 | 2 |
| 7 | 個人情報保護 | 2 |
| 第4 | 申請の手続 | |
| 1 | 申請の資格 | 2 |
| 2 | グループによる申請 | 3 |
| 3 | 申請方法 | 3 |
| 4 | 提出期間 | 3 |
| 5 | 提出書類 | 3 |
| 6 | 事業計画書の記載内容 | 4 |
| 7 | 指定管理料 | 4 |
| 8 | 管理にあたる職員の雇用 | 5 |
| 9 | 留意事項 | 5 |
| 第5 | 指定管理者の候補者の選定 | |
| 1 | 選定方法 | 5 |
| 2 | 選定基準 | 5 |
| 3 | 選定結果 | 6 |
| 第6 | 指定管理者の指定及び協定の締結 | |
| 1 | 指定管理者の指定 | 7 |
| 2 | 協定の締結 | 7 |
| 3 | その他 | 7 |
| 第7 | その他 | |
| 1 | 説明会の実施 | 7 |
| 2 | 資料の閲覧 | 8 |
| 3 | 質問事項の受付 | 8 |

| | | |
|---|--------------|---|
| 4 | 連絡先及び申請書等提出先 | 8 |
| 5 | スケジュール | 8 |

| | | |
|-------|-------------------------|--|
| 様式1-1 | 指定管理者指定申請書 | |
| 様式1-2 | グループ構成員表 | |
| 様式2 | 事業計画書 | |
| 付表1 | 業務委託調書 | |
| 付表2 | 収支計画書 | |
| 付表2-1 | 収支計画書 支出区分 職員給料、賃金の積算根拠 | |
| 付表3 | 職員配置と責任体制 | |
| 様式3 | 法人等の概要 | |
| 様式4 | 誓約書 | |
| 様式5 | 説明会参加申込書 | |
| 様式6 | 質問書 | |
| 参考資料1 | 基本協定書（案） | |

第1 趣 旨

この長野県烏川溪谷緑地指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）は、長野県烏川溪谷緑地（以下「本緑地」という。）の管理について、住民サービスの向上と経費の節減等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長野県都市公園条例（昭和41年条例第23号。以下「条例」という。）第21条の規定により、指定管理者の募集を行うため、必要な手続き等を定めたものです。

なお、この募集要項において「県」とは、長野県安曇野建設事務所をいいます。

第2 施設の概要

本緑地は、都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定に基づく都市公園です。その概要は次のとおりです。なお、詳細については、長野県烏川溪谷緑地管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によってください。

1 名称及び所在地

| 名 称 | 所在地 |
|-----------|--------------|
| 長野県烏川溪谷緑地 | 安曇野市堀金烏川、穂高牧 |

2 設置目的

住民福祉の増進に寄与することを目的として、貴重な自然環境の保護・保全に配慮し、一般住民に自然とのふれあい、自然体験・学習、レクリエーション、文化活動などの場を提供するため、都市公園法及び条例の規定に基づき設置されたものです。

この目的達成のため、行政と市民との協働による本緑地の管理・活動を行っています。

3 施設の規模等

| | |
|------|--|
| 面 積 | 49.67 ha |
| 種 別 | 広域公園 |
| 開園年月 | 平成14年4月 |
| 主な施設 | 水辺エリア：環境管理棟、トイレ、駐車場、園路、溪流園地、あづまや、展望台、ビオトープ 森林エリア：森の家、あづまや、森林トイレ、駐車場 |

第3 管理の基本的内容

本緑地の管理の基本的な内容は、次のとおりです。

1 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 本緑地（備品等を含む。）の維持管理及び利活用に関する業務
- (2) 「烏川溪谷緑地市民会議」の開催、活動等に関する業務
- (3) 上記業務に付帯する業務

2 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間の予定です。

なお、この指定期間は、長野県議会（以下「県議会」という。）の議決が必要なため、県議会の議決後に確定します。

3 指定管理料

県は、毎年度の予算の範囲内で施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払います。具体的な金額は、公募時に提出いただく事業計画書（収支計画書）の金額に基づき、指定管理者と県が協議した上で、別途締結する年度協定で定めます。

4 剰余金の取扱い

指定管理者は、指定期間終了後において、剰余金（指定期間中の総収入額が指定期間中の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額）が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の5%にあたる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の5%にあたる額の差額の2分の1の額を、県に納付するものとします。

5 管理の基準等

本緑地の管理の基準その他の管理に必要な事項は、仕様書を参照してください。

6 関係法令等の遵守

本緑地の管理に当たっては、次の関係法令を遵守してください。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (3) 長野県都市公園条例（昭和41年条例第23号）
- (4) 長野県個人情報保護条例（平成3年条例第2号）
- (5) 施設、設備の保守点検に関する法令
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年条例第21号）
- (7) その他関係法令

7 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）のほか、仕様書を遵守してください。

第4 申請の手続

本緑地の指定管理者の指定を受けようとするものは、条例第23条の規定により申請しなければなりません。その申請の手続きは次のとおりです。

1 申請の資格

次の(1)から(7)までの全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

なお、法人等は、株式会社、NPO法人、その他任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当する法人等でないこと。
- (2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

- (4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった法人等でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例第6条第1項に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 グループによる申請

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、グループを構成して申請することができます。この場合は、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) グループに適切な名称を設定のうえ、代表となる法人等を選定すること。
- (2) グループの構成員は、別のグループの構成員となり又は単独で申請することはできないものであること。

3 申請方法

申請書その他の提出書類を、第7の4の(1)若しくは(2)の提出先まで持参又は(1)の提出先に簡易書留により郵送してください。なお郵送の場合は、提出期間内必着とします。

4 提出期間

平成29年7月20日(木)から9月8日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 提出書類

申請する法人等又はグループ(以下「申請者」という。)は、次の書類を提出してください。なお、県が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

| 書類名 | 様式 | 提出部数 | 留意事項 |
|----------------------|-------|-------|---------------------|
| (1) 指定管理者指定申請書 | 様式1-1 | 正1副12 | |
| (2) グループ構成員表 | 様式1-2 | 正1副12 | グループによる申請の場合に提出 |
| (3) 事業計画書及び付表 | 様式2 | 13 | |
| (4) 法人等の概要 | 様式3 | 13 | |
| (5) 誓約書 | 様式4 | 正1副12 | |
| (6) 添付書類 | | | |
| 定款又は寄付行為 | | 13 | 又はこれらに類するもの |
| 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書 | | 正1副12 | 法人でない場合は、代表者の住民票の写し |
| 貸借対照表及び損益計算書(過去3年度分) | | 13 | 法人でない場合は、収支決算書 |
| 申請日の属する年度及び翌年度の収支計画書 | | 13 | |
| 役員名簿及び履歴書 | | 13 | |

| | | | |
|--------------------|--|---------|---|
| 納税証明書 (未納のない証明) | | 正 1 副12 | 直前の事業年度のもので、法人税(法人でない場合は、所得税)長野県税、消費税及び地方消費税に係るもの |
|--------------------|--|---------|---|

6 事業計画書の記載内容

事業計画書は、仕様書を参考にして、次に掲げる事項について記載してください。

- (1) 管理の基本方針（本緑地の運営方針や平等な利用を確保するための手法など）
- (2) 地域連携、貢献（地域等との連携や地域の活性化に資する取組、障がい者の就労支援等）
- (3) 市民との協働（市民会議等市民ボランティアとの協働による管理方針、管理体制、活動計画等）
- (4) 収支計画（自主事業を除く）
経費の縮減のための取組み
- (5) 経験と知識を有する職員の雇用（烏川地域の自然環境についての知識と公園管理の経験を有する職員の雇用）
- (6) 公園利活用の促進（本緑地の利用促進に向けた取組、本緑地の特徴を活かした行催事計画、利用者のマナー向上に向けた周知・啓発の取組、自主事業の実施計画等（特に平成31年度に開催される全国都市緑化信州フェアでの取組内容））
- (7) 管理業務の実施計画
 - ・維持管理業務を適切に行うための手法
 - ・管理体制
 - ア 職員配置と責任体制
 - イ 緊急時の体制
 - ウ 利用者の安全対策
 - エ 専門知識や技能を向上させる研修体制
 - オ 個人情報保護に対する取組
- (8) 環境への配慮（貴重な自然環境への配慮、環境負荷軽減への配慮）
- (9) 本公園を含む類似施設の管理運営状況

7 指定管理料

県が指定期間中に支払う各年度の指定管理料上限額は、下表のとおりです。

応募に当たり、事業計画書（収支計画書）における各年度の指定管理料は、下表の指定管理料上限額を下回る額での提案を求めます。（※）

| 年 度 | 指定管理料上限額 (消費税及び地方消費税含む。) | 備 考 |
|--------|-----------------------------|-----|
| 平成30年度 | 31,400 千円 | |
| 平成31年度 | 31,400 千円 | |
| 平成32年度 | 31,400 千円 | |
| 平成33年度 | 31,400 千円 | |
| 平成34年度 | 31,400 千円 | |

(※) 実際に支払われる指定管理料は、必ずしも指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として、指定管理者と県が協議した上で、毎年度の予算編成において確定します（利用料金の改定を行った場合など、年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。）。

8 管理にあたる職員の雇用

本緑地はあるがままの貴重な自然環境の保護・保全に配慮した特色ある公園です。このため、管理にあたる職員は、烏川地域の自然環境についての知識を十分有しており、かつ公園管理に必要な経験を有している者の配置が必要です。これについての雇用計画について事業計画書へ記載して下さい。

9 留意事項

(1) 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

ア 申請書その他の提出書類の提出先、提出方法及び提出期限が守られなかった場合。

イ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

ウ 提出書類に、申請者が記載すべき事項以外の事項が記載されている場合。

エ 提出書類に、虚偽の内容が記載されている場合。

オ 本県職員及び本件関係者に対して、本件申請についての不適切な接触の事実が認められた場合。

(2) 重複申請の禁止

申請は1団体（グループ）につき1申請とします。複数の申請はできません。

(3) 申請内容変更の禁止

提出書類の内容を変更することはできません（軽易なものを除く。）。

(4) 提出書類の取扱い

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は指定管理者の指定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

(5) 申請の辞退

申請後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 費用負担

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

(7) 情報公開

提出書類は、長野県情報公開条例の規定による請求に基づき公開することがあります。

第5 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

指定管理者の候補者の選定は、「長野県都市公園指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、提出された申請書類の審査、ヒアリング及びプレゼンテーション等の方法により候補者を選定します。その際、選定基準に基づき審査・採点し、総合点数が最低基準点を満たし、最上位にある者で候補者として適当と認められる者を候補者とします。最低基準点は60点とします。なお、最低基準点を満たす者がいない場合は、再度候補者の募集等を行います。

なお、候補者への申請が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者をあらかじめ絞る場合があります。

ヒアリングを実施する場合の日程及び審査結果は、別途書面で通知します。

2 選定基準

指定管理者の候補者を選定する際の評価項目、評価内容及び配点は次のとおりです。

| 評価項目 | 審査書類 | 内 容 | 配点 |
|---------------|--|--|-----|
| 施設の運営方針の内容 | 事業計画書 | <ul style="list-style-type: none"> ・運営方針は施設の設置目的や県の考え方に合致しているか ・平等な利用を確保するための手法がとられているか。 | 5 |
| 地域連携、貢献の内容 | 事業計画書 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域や関係機関等との連携が図られているか ・地域の活性化等に資する取組を行っているか(社会貢献活動、地域の雇用の確保、男女共同参画社会形成への取組み、県産品の利用等) ・障がい者や就業を支援する必要がある者の就労の場の創出等が図られているか | 10 |
| 市民との協働 | 事業計画書 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民会議等、市民の意見等が反映できる管理方針・体制となっているか | 10 |
| 指定管理料 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 | <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に明示した上限価格を下回っているか ・評点＝配点×最低価格÷応募価格 | 10 |
| 収支計画の内容 | 事業計画書 | <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な運営計画に基づき適正に積算されているか ・管理業務計画と整合のとれた適切な収支計画であるか ・管理に要する経費は妥当か ・人件費の積算根拠の考え方や水準は適切か(一定のサービスが確保される人員と給与水準が維持されているか) ・経費の縮減に向けた取組みがなされているか | 10 |
| 管理にあたる職員の雇用 | 事業計画書 | <ul style="list-style-type: none"> ・烏川地域の自然環境についての知識を十分有し、かつ公園管理に必要な経験を有している者を雇用できるか | 10 |
| サービスの内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の利用促進に向けた適切な計画となっているか ・本緑地の特徴を活かした自然観察会の開催等、利活用の促進、サービス向上、緑地利用者のマナー向上に向けた周知、啓発等が適切になされているか ・自主事業の内容はどうか ・全国都市緑化信州フェアに向けた取組・提案はどうか | 10 |
| 施設管理の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支計画書 ・業務委託調書 ・職員配置と責任体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務は安全かつ適切に行うための手法がとられているか ・職員配置と責任体制、緊急時の体制、利用者の安全対策が適切であるか ・職員の専門的知識及び技能を向上させる研修体制は講じられているか ・個人情報の保護に対する取組みは十分か | 10 |
| 環境への配慮 | 事業計画書 | <ul style="list-style-type: none"> ・本緑地内の貴重な自然環境への配慮及び環境負荷軽減への配慮がなされているか | 10 |
| 経理的及び技術的基盤の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・法人等の概要 ・定款、登記簿謄本 ・貸借対照表、損益計算書、収支計算書 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務を確実に実行できる経営基盤、安定性を有しているか ・本緑地の管理に必要な知識及び技術を有しているか ・本緑地を含む類似施設の管理運営は良好に行われているか(実績や経験を有しているか) ・本緑地の特徴を踏まえた管理や来園者への対応等に必要な知識及び技術を有しているか | 10 |
| 地域要件 | 法人等の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内に主たる事務所を有しているか | 5 |
| 計 | | | 100 |

3 選定結果

選定委員会における審査結果、指定管理者候補者の選定結果等については、「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づき、長野県ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、応募者の名称、応募者ごとの審査結果（評価点数を含む。最上位者以外は匿名表示。）、指定管理者候補者の名称及び選定理由等とします。

第6 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、県議会の議決を経て指定管理者の指定を受けるものとします。

2 協定の締結

県と指定管理者は、本緑地の管理に関し必要な事項等について、協定を締結します。

協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」とします。

協定の内容は、次のとおりとします。

(1) 基本協定

- ア 総括的事項
- イ 管理業務計画に関する事項
- ウ 緑地内施設の利用に関する事項
- エ 管理経費に関する事項
- オ 職員の配置に関する事項
- カ 事業の報告及び指導監督に関する事項
- キ 指定の取消し若しくは管理業務の停止又は指定期間終了後の措置に関する事項
- ク その他必要な事項

(2) 年度協定

- ア 管理業務の実施に関する事項
- イ 指定管理料に関する事項
- ウ その他必要な事項

3 その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は、指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (1) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

第7 その他

1 説明会の実施

募集に関する説明会を開催しますので、参加希望者は、説明会参加申込書（様式5）により次の4の(2)の連絡先に申し込んでください。

なお、参加人数は、1団体（グループ）につき2名までとします。

- (1) 開催日時 平成29年8月2日（水） 午後1時30分～3時00分
- (2) 開催場所 長野県烏川溪谷緑地（集合場所：長野県烏川溪谷緑地 環境管理事務所）
- (3) 申込期限 平成29年8月1日（火）正午必着

2 資料の閲覧

- (1) 閲覧資料 本緑地の都市公園台帳及び現指定管理に係る協定書
- (2) 閲覧場所 長野県安曇野建設事務所
- (3) 閲覧期間 平成29年9月8日（金）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く
毎日午前8時30分～午後5時15分まで

3 質問事項の受付

- (1) 質問方法
平成29年7月20日（木）～8月18日（金）までに、質問書（様式6）に記入のうえ、次の4の(1)の提出先に提出してください。（ファクシミリ又は電子メールによる提出も可）
- (2) 回答方法
回答は、ファクシミリ又は電子メールで質問者に直接回答するとともに、平成29年8月25日（金）に県のホームページにおいて公表します。

4 連絡先及び申請書等提出先

- (1) 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県建設部都市・まちづくり課 都市公園係
担 当 楠 昭彦、山口 裕太郎
電 話 026-235-7296（直通）
F A X 026-252-7315
E-mail toshi-machi@pref.nagano.lg.jp
受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで
- (2) 〒399-8205 長野県安曇野市豊科4960-1
長野県安曇野建設事務所維持管理課 管理係
担 当 長澤 徹、宮澤 俊吉
電 話 0263-72-8372（直通）
F A X 0263-72-8882
E-mail azumiken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp
受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで

5 スケジュール

| 内 容 | 期日又は期間 |
|---------------|------------------------|
| 説明会の開催 | 平成29年8月2日（水） |
| 質問事項の受付期間 | 平成29年7月20日（木）～8月18日（金） |
| 質問事項の回答 | 平成29年8月25日（金） |
| 申請期間 | 平成29年7月20日（木）～9月8日（金） |
| 予備審査(必要な場合) | 平成29年9月下旬（予定） |
| 指定管理者候補者選定委員会 | 平成29年10月（予定） |
| 選定結果通知 | 平成29年11月（予定） |
| 長野県議会の議決 | 平成29年12月（予定） |
| 指定告示 | 平成29年12月（予定） |
| 協定の締結 | 平成30年3月（予定） |
| 指定管理者による管理の開始 | 平成30年4月1日（日） |